

○高齢職員等の退職の特例に関する要綱

平成 5 年 6 月 24 日羽瑞給発第 210 号

最終改正 平成 29 年 1 月 19 日羽瑞給発第 483 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、高齢職員、長期勤続職員等（以下「高齢職員等」という。）の退職を促すことにより、職員の新陳代謝を確保し、もって、組織の活性化と行財政運営の効率化を図るため、高齢職員等の退職手当の支給に関し、特例を定めることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この要綱の対象となる高齢職員等とは、羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和 46 年条例第 7 号）の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 退職時の年齢が 50 歳以上かつ勤続期間 25 年以上の職員で、羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 2 号）第 2 条に規定する定年退職日前 10 年から 6 月までに、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者
- (2) 職務に精励し、特別な努力をもつて優秀な成績をあげた職員又は職員の名誉を高め、他の職員の模範となる行為をした職員で、その者の非違によることなく前号に準じて退職した者
- (3) その他特別な理由により、その者の非違によることなく前 2 号に準じて退職した者

(退職の申出)

第 3 条 前条第 1 号の規定による退職の申出は、その者が退職する日の 3 月前までに任命権者に行わなければならない。

(退職発令日)

第 4 条 退職発令日は、3 月 31 日とする。ただし、任命権者において特別の事情があると認めるときは、別途任命権者の指定する日とする。

(退職者の処遇)

第 5 条 この要綱に基づいて退職した高齢職員等に対する退職手当の支給については、東京都市町村職員退職手当組合退職手当支給条例（昭和 40 年条例第

1号) 第5条第2項第1号及び第6条の2の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

付 則 (平成29年1月19日羽瑞給発第483号)

この要綱は、平成29年1月20日から施行し、この要綱による改正後の高齢職員等の退職の特例に関する要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。